

International tax alert

海外タックスデスク ニュース

香港との初の租税協定、基本合意へ - 配当・利子・使用料の源泉税軽減 -

日本と香港との初の租税協定、基本合意へ

2010年3月31日、財務省により、日本と香港(中華人民共和国香港特別行政区)との間で租税協定締結について基本合意に至ったことが公表されました。

租税協定の締結により、これまで国内法で救済されなかった国際的二重課税について、日本・香港間の調整手続きが機能することとなり、二重課税回避の促進が期待されます。

租税協定においては、日本・香港間の投資・経済交流を促進するために配当、利子、使用料等に対する源泉税が軽減されています。また、最近日本が締結した租税条約の傾向に鑑み、条約の濫用を防止するための規定が導入されています。

今後、両政府内で署名及び批准の手続きを経た後、協定は発効されます。

概要

租税協定においては、日本・香港間の投資を促進するために次のように源泉税が軽減又は免除されることになっています。

	配当		利子	使用料
	親子間(持株要件)	その他		
協定案	5%(10%以上)	10%	免税(政府等) 10%(その他)	5%

- ▶ 税務当局間の租税に関する情報交換の実施を可能とするための規定を設ける。
- ▶ 協定の濫用を防止するための規定を導入する。

租税協定の影響

公の文書はまだ公表されていませんが、今回公表された内容によると、この租税協定は重要な改善点を含んでおり、今後日本、香港間の投資を促進するものと期待されます。

濫用防止規定の導入は、投資ストラクチャーに日本及び香港に居住しない者を含んでいる場合に、租税協定を利用する際、影響を与えるものと思われます。したがって、全文が公表された際には、投資ストラクチャーに与える影響を見直す必要があります。

租税協定により、日本と香港との間における双方向の投資が促進することが期待されておりますが、特に、香港から日本への投資については、租税協定による源泉税の軽減の恩恵が大きいものと思われます。

▶ 参考資料

財務省 「中華人民共和国香港特別行政区との租税協定について
基本合意に至りました」

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/sy220331ho.htm>

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクション・アドバイザリーサービスなどの分野における世界的なリーダーです。全世界の14万4千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバルネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

当ニュースレターについて、ご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご連絡なくお問い合わせ下さい。

Contact

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

国際税務部

網野 健司	パートナー	+81 3 3506 2164	kenji.amino@jp.ey.com
富田 千寿子	パートナー	+81 3 3506 2111	chizuko.tomita@jp.ey.com
向田 和弘	パートナー	+81 3 3506 2540	kazuhiro.mukaida@jp.ey.com

©2010 Ernst & Young Shinnihon Tax.

All Rights Reserved.

EY TAX SCORE CC20100401-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバルネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。